

令和元年10月31日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 田中 伸一

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、本年度の初日から9月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の2の項に定める物品（以下「飲用乳」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和元年11月1日から令和2年3月31日までの期間に輸入される飲用乳について、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知して頂きますよう、よろしく願いいたします。

記

品目（関税暫定措置法別表第1の6の2の項に定める物品）	統計品目番号	関税率		
		発動前 (WTO税率) (a)	上乗せ分 (WTO税率の1/3) (b)	発動後 (a + b)
飲用乳	0401.20-190	21.3% + 114円/kg	7.1% + 38円/kg	28.4% + 152円/kg

(注)

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。